

23年6月21日
第11中執(第4回中闘)確認

23港湾春闘総括(中間総括)

- ④ 23港湾春闘は4月26日に基本合意に達した。基本合意としたのは、多くの組合が個別賃上げ交渉を継続しており、妥結に至った組織においても、原資確保の検証が不可欠と判断したからであった。よって、5月23日現在での「23春闘中間総括」として取りまとめた。
- ⑤ 基本合意に達した第5回団交で、検証の取り組みや個別交渉の促進期間をふまえて第5回(続開)中央団交を開くことを確認しているものの、23年度(23年6月期末)までに団交を再開できる状況はない。したがって、中間総括と位置づけ、次年度方針案に反映させ、その討議に資するものにしていくものとする。

一、はじめに - 23春闘総括(中間)に当たって -

- I 23春闘は、23年2月15日に第1回中央港湾団交を開催し、要求提出して以降、団交を積み上げる過程で4度に亘る事務折衝、労使安全専門委員会や3度の指定事業体問題での折衝を行い、4月26日に開催した第5回中央港湾団交で基本合意に至った。
- II コロナ禍の収束が見えない中で、リモート決起集会や記者会見をリモートで発信するなど一定の工夫はしたもの、地域・職場からは依然として「わかりにくさ」が指摘されており、改めて「職場・地域・中央の一体的な取り組み」への努力を続けることの重要性を痛感している。それは、港湾産別運動の力の源泉は、要求実現に向けた職場・地域の仲間の団結と行動力であることを港湾産別の歴史が物語っていることであり、それを私たちが自覚的に継承しようとしているからである。
- III 一方、団交への参加が抑制され、仲間が集うこと自体を制限せざるを得ない中でも、各地区港湾においては宣伝行動や地区申し入れ行動を積み上げ、これを集約して中央行動も行ってきた。こうした行動が中央港湾団交を支え、産別団交への大きな力となった。あらためて、地域・職場の組合員各位に感謝を申し上げる。
- IV 23春闘は賃上げ水準で見れば昨年以上の成果を確保し、引き続き「価格転嫁の政府施策の継続」を確認したこと、産別制度課題では、料金プロジェクトチームが料金鑑査の結果に着目して動くことを確認したこと、放射線健康診断の実施に進んだことなど、前進面を創り出すことができた。これらの成果は、すべての組合員の皆さん之力の結集によって築かれたものと確信し、厳しい春闘をたたかい続けることができたとに感謝を込めて報告する。

二、(仮)協定書の基本合意に至った経過と判断について

I 「基本合意」は、(仮)協定書の内容(文面自体)について合意するが、調印し協定締結に至ったものではない。その理由と背景は、以下の通りであった。

1. 現時点で多くの加盟組合が 23 春闘での個別賃上げ闘争をたたかっており、これに連帯し相互支援していく役割を持つ港湾産別として「行動の自由の留保」を通告した体制を維持していくことが必要であること。
2. 個別賃上げで回答を引き出し、合意に至った組合においても、その源資が適正料金収受をふまえたものであるかの検証が不可欠であること。
3. 各地区港湾は、中央団交の経緯をふまえて地区団交を行い、地区産別協定の締結を目指すと共に、地区独自の要求前進のための交渉を進めており、その中で、適正料金確保の課題を検証してきている経緯を踏まえれば、産別中央団交の「基本合意」をもとに、これまで通りの協議を行うことができること。

II 基本合意をふまえた「検証」の取り組みの意義について

1. 23 春闘の基本方針は「大幅賃上げ」と「産別制度課題の前進」にあり、とりわけ大幅賃上げは、政府自ら「価格転嫁(適正料金確保)」を推進する中で、荷主・船社の空前の利益を港湾労働に還元させることができるとの前提との考え方であった。よって、22 春闘に続く 23 春闘においても一丁目一番地と位置づけて取り組み、交渉の焦点となった。
2. したがって、上記 I 項で整理した基本合意に至った経緯をふまえた場合、(仮)協定書(案)の 1.(1)項の内容に基づき、各単組・地区港湾における検証の取り組みが大事であると判断した。そして、この 1.(1)は、23 年度の到達であるとともに、24 年度に向けた取り組みの基礎になっていくとの認識を共有することが重要である。
3. (仮)協定書の 1.(1)項は「検証」に活かすための土台として次の通り整理した。
 - (1) 仮協定 1.(1) ①項で、「日港協並びに元請け各社」は所謂「政府施策」の促進によって個別賃上げ「交渉を後押し」すると明記していること。
 - (2) 同②項でこの取り組みを「来年度以降も継続する」とし、継続課題と位置付け、同③項で、日港協会員元請事業者は日港協が元請事業者に発出した文書について理解を求め、荷主・ユーザーに対応するとし、荷主への対応を求めようとしていること。
 - (3) 第5回団交では、口頭で「この(仮)協定書が締結・調印された際には、元請事業者に対して、この協定書を添付して、1.(1)①・②項の趣旨を理解し対応する旨の文書を発出する」と表明したこと。

4. 以上をふまえ、各単組・地区港湾においては、地区団交や職場の協議で、元請事業者自ら荷主・船社に源資確保の要請を行う、或は行ってきたかどうかの検証を進めている。したがって、この取り組みの集約の上で基本合意を「合意」へと進めることができるかを判断することになる。この取り組み如何で「23 春闘を総括」しなければならないが、16回大会を経て、23年秋闘から24春闘に向かう取り組みの視座を定める時期とも重なり合うことをふまえ、以下に「中間総括」として取りまとめることとする。

三、23春闘(仮)協定書の基本合意をふまえた「中間総括」

I 23春闘中間総括に当たっての視点

1. (第一の視点) 激動する国内外情勢に港湾春闘は対応できたか

- (1) ロシアのウクライナへの侵攻から1年を経て世界の政治・経済地図が激変した。このことで、大局的な意味での政治・経済に留まらず、国民の暮らしの隅々にまで負の影響が広がり、深刻化した。政治的な観点からみれば、国連憲章を基軸にした平和共存のために外交が、軍事力と軍事同盟強化を背景にした外交に様変わりし、東西冷戦時代の政治構図が彷彿されるようである。加えて、ロシアのプーチン大統領が「核兵器使用」にまで言及する事態になっており、その深刻の度は増すばかりである。
- (2) 経済の側面から見れば、大量のエネルギー資源を輸出するロシアと穀物をはじめとする食糧資源の輸出大国であるウクライナとの紛争は、あらゆる生活物資の高騰を招いた。そして、物流や輸出入に係る国家間の関係も大きく変化し、サプライチェーン網の再編も進んだ。コロナ禍によって、貨物の滞留やコンテナ不足が深刻化し海運・港湾・海コン輸送(陸路・鉄路)に多大な影響をもたらし、これにウクライナ戦争の影響が加わり、経済環境は大きく変わった。
- (3) 一方で、中国がこれまで以上に軍事増強を進め、台湾海峡をめぐる危機が増幅されている。これに乗じて岸田政権は、憲法も国会も無視して敵基地攻撃能力の保有を具体化するなど軍事拡大へと突き進んでいる。タレントのタモリさんが「新しい戦前になる」と言及し、故加藤修一さん(評論家/9条の会の発起人の一人)が「戦争の準備ではなく、平和の準備を」と呼びかけたことの重要性が再確認されなければならないほど日本は戦争か平和かの歴史的岐路に立たされている。
- (4) 国民生活の側面から見れば、「物価高騰」が暮らしを直撃したことが最大の特徴であった。22春闘において、これまで以上の賃金引き上げを実現したと評価したが、この成果も吹き飛ぶ値上げラッシュに直面した春闘であった。こうした状況に岸田政権は、昨年度に続き「価格転嫁」「賃金引上げ」を呼び掛けたが、賃金引き上げについては、大企業がぼろ儲けのほんの一部を還元しただけで、中小企業の多くは資材の高騰・人手不足に呻吟する状況からは脱し切れていない。こうしたことは、岸田政権に、中小企業支援策のないことの表れであり、呼びかけのポーズに一部大企業が応える「官製春闘」との批判が的を得ていると言わざるを得ない。

- (5) 23春闘において港湾産別がこうした内外情勢の変化に、対応できたかを検証することが(中間)総括の第一の視点である。情勢の求める課題に何を要求し、どのように運動したかを検討していくこととする。

2. (第二の視点) 春闘要求、山積する産別課題を前進させることができたか

- (1) 第二の視点は23春闘要求を前進させることができたかという視点である。全国の職場・組合員の声を集約し、統一要求として取りまとめた春闘要求が、どのように前進したのか、具体的に掌に乗ったのかは、春闘を評価する一義的な指標ともいえる。とりわけ「賃金引上げ要求」は、その中心的課題であり、組合員の最大の関心事でもある。しかし、産別交渉では「制度賃金」の交渉をするが(日港協の独禁法抵触論で交渉できていない)、直接的な賃上げ要求を取り組むことはない。したがって、組合員の最大の関心に応えられる「産別交渉・中央港湾団交」となっているかが問われることにもなる。そのような意味で、個別賃上げ闘争と産別交渉の関係に着目した検証も試みることとする。
- (2) 23春闘協定(基本合意)の各項目についての労使の主張点の整理は、FAX発信95号(4月28日付)にて報告しているので、各項目ごとの労使の主張と争点・一致点などは重複するが、同報告の全文を転載して中間総括の一部とする。
- (3) また、23春闘要求は、政策的課題(労使が行政等にその実現を求めていく課題)と、産別労使が職場や産別の労働条件面で改善していく課題と、大別して二つの課題でたたかってきた経緯から、行政交渉の取り組みも、この項で併せて検証する。

3. (第三の視点) 春闘を通じて港湾産別組織の強化・発展が図れたか

- (1) 労働組合は、「たたかうことで強化され発展させることができる」とは、労働組合運動の先人たちが残した重要な教訓である。たたかうことは必ずしもストライキ決行を意味するものではないが、どのように行動したかは重要な総括の視点であり、23春闘の諸行動を通じて教訓とすべき事項を概括する。
- (2) 春闘は、文字通り日本の労働組合が時期を合せて「統一行動も視野に入れ」、こそつて交渉・行動を集中させることによって労働者・国民の賃金引き上げをはじめとした生活改善のたたかいを組織する取り組みであり、1955年に始まったものである。その構想段階、初動段階から数えれば70年余の歴史を刻み、労働界の再編など糸余曲折こそあれ、労働組合が集中してたたかう意義、多くの労働者が自らの生活実態を直視し、労働組合の要求にまとめ上げて行動していく運動としての意義は未だ健在である。一時的には「春闘終焉」といった労働組合の骨抜きを目論む言説も生まれたが、全国港湾はこれらに与することなくたたかい続けてきている。
- (3) だからこそ、「産別最賃は独禁法に抵触する恐れがある」と産別集団交渉や産別労働協約を忌避するかのような議論が日港協から生まれてきたのかとの推論も成立する。しかし、港湾の重層構造、受注産業という性格、ユーザーとの圧倒的な力関係の弱さなど港湾運送事業の実際を直視すれば、産別交渉体制の堅持は他に替えようのな

い重要な課題であり、23春闘の一断面ではあるがこの間の中央労働委員会での取り組みも含めて概括して総括の一部として整理していくこととする。

II 第一の視点での中間総括

－ 激動する国内外情勢に港湾春闘は対応できたか －

1. 23春闘要求を提出した2023年2月15日は、ロシアがウクライナを侵略して1年を経た時期と重なった。その1年で、上記(三、I-1)で示したように、世界の政治・経済は大きく変化し激動していた。ここでは、内外情勢の変化に対し春闘要求や春闘行動でどのように対峙してきたかを検証することに視点をおいて総括を進めることとする。

2. 物価高騰に対して23港湾春闘はどう取り組んだか

- (1) この間の大きな変化は、物価の高騰が暮らしを直撃したことである。急激な円安、光熱費や食糧費の値上がりは、実質賃金の目減りとなり、「大幅賃上げ」は必至の状況となり、まさに労働組合の頑張りが求められる事態に直面した。全国港湾は、数年来2万円の賃上げを統一要求してきたが、23春闘では3万円の要求を掲げてたたかってきた。他の多くの組合も賃上げ要求基準を引き上げ、3月段階で集中した大手企業の賃上げは、「要求満額」、「ほぼ要求通り」といった回答が提示され妥結していた。中には、組合の要求を超える回答を提示され妥結した労使もあった。その点では、岸田首相が「財界に要請した」ことが実現したかのように見えた結果となつたが、その後の中小企業を舞台とした春闘では、厳しい労使の攻防が続いた。
- (2) 全国港湾は、産別中央港湾団交で各単組・職種など各々の要求する3万円以上の賃上げに誠意をもって応えることを迫った。そして、組合側の要求に応えられる客観的な根拠があることを示して追求した。その一つは、一昨年末以来、政府自身が「価値創造のための転嫁円滑化」施策(以下「政府施策」という)を積極的に推進し、本年度も継続していることを国交省の回答として書面で受け取り、それを日港協に具体的に明示して回答を迫ったことである。このことは日港協も22春闘協定で「次年度も継続する」と回答したことであり、自らこれを否定できないと迫ったことである。
- (3) 二つ目は、港湾を利用して莫大な利益を上げた船社・荷主には港湾にその利益を還元する余力は十分にあることを示して追求したことである。日港協は、遅まきながら3月段階で船社団体に文書による協力を要請したが、荷主に対する要請ができないと拘り続けた。それは、「元請事業者の責任である」という理由で、組合側は同じユーザーになぜ要請できないのか、22春闘で組合側が要請に行くと提起したら「日港協の面子もある」と回答した経緯もあげて追求し続けた。
- (4) 中央港湾団交では、各単組の交渉促進、要求実現を目指す運動を産別総ぐるみで取り組み、(仮)協定の基本合意後も適正料金の収受、下払い料金の確保の検証を続けていた。こうした過程であるが、各単組の賃上げ獲得状況を現段階で見る限り、大手組合の「満額」とか「ほぼ要求通り」といったレベルには届かなかつたものの、ほぼす

べての組合が昨年以上の賃上げを獲得することができた。

(5) 以上をふまえた教訓と課題は以下の通りである。

- ① 組合員の強い思いであった「物価高騰を乗り越える賃上げ」を正面から受け止め、要求を思い切って3万円以上に引き上げてたたかったことは、産別一体でたたかう春闘として大切なことであり、今後も「組合員の声」を基礎に要求を組織するという意味でも重要な視点であった。これを背景にしたからこそ、昨年以上の賃上げを獲得できたと評価できる。
- ② 23春闘を取り組むに当たって、賃上げ共闘会議を重視したことでも重要な成果であった。各単組の交渉状況、交渉テンポ、回答の出方の分析、回答の公表のタイミングを計りお互いを励まし合いながら賃上げ交渉を進めることができた。文字通り産別一体の賃上げ交渉の下支えを担ってきたという意味で、賃上げ共闘会議の役割とその重要性が確認できる。
- ③ 賃金引き上げのための「源資の確保はユーザーから」との強い要求は、スローガン的には「1丁目1番地」と標榜し、日港協をして、そのこと自体に異論をはさむ余地はなかった。その意味で、港湾産別労使の向かうベクトルは23春闘でも一致していたと確信する。しかし、「荷主へ」となると日港協の腰の重さが際立った。政府が「価格転嫁の推進」を呼びかけ、船社には要請出来て、「荷主」になぜできないのか。この点は、追求し続けていくべき重要な課題であり、全国港湾として、今後の取り組みとして、秋年末行動ではユーザー行動を組織的に位置づけ独自の探求を進めたい。
- ④ 上記③に関連して、「政府施策」の推進を秋の段階から取り組むことが重要である。大手企業の「満額」に比して、中小企業の賃上げ水準の違いは看過できるものではないし、中小企業集団だけでは突破口が見いだせない現状も否定できない。その意味で、申入れの対象行政を広げること、国会議員との共同行動も視野に入れた取り組みの探求などを進めていることが求められている。
- ⑤ また、日港協会長は5月会見で、「組合が求めるから賃上げするのではなく、元請・専業も自らそのように動いていかなければならない時代ではないか」、将来の労働力不足が懸念されるなか「知恵を出して、魅力ある港湾をつくっていくことが重要」と語っている。その思惑を言い当てることは困難だが、魅力ある港湾労働を創るために、賃上げへの港運事業者の主体的な努力を呼び掛けていることに着目し、今後の日港協の姿勢を見定めていく視点として明記しておく。

3. 「港湾を兵站基地にするな」を掲げて

- (1) 岸田内閣が敵基地攻撃能力の保有を掲げ、安保3文書を改訂したことにより、文字通り港湾が戦争体制に組み込まれていく危険性・現実性が強まっている。こうした情勢を踏まえ、春闘では異例であるが「港湾を兵站基地にしないあらゆる措置を講ずること」を要求した。日港協は「平和を希求する思いは同じであり、異論はありません」と回答した。組合側は、これを高く評価し、労使議事録確認として協定化した。

- (2) 敵基地攻撃能力を保有した日本は、脅威を感じた相手国からは「敵」となり。その兵站基地が攻撃対象にされ港湾労働者の命と安全が脅かされることになる。この思いを労使が共有したことは意義深いものと評価しておくべきである。この問題は、一見すると「平和と民主主義の課題」とされるが、港湾労働者にとっては命と安全の問題であり、この問題を労使が共有できたことの重要性を重ねて強調したい。
- (3) 改訂された安保3文書の防衛整備計画では「自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾の整備や機能を強化する」、「平素から地方公共団体(港湾管理者)、企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深める取り組み」を行う、「既存の空港・港湾などを運用基盤として使用するための必要な措置」を講ずる、と明記された。まさに、港湾を兵站基地にするための整備計画が着々と進んでいるのである。だからこそ、23春闘で議事録確認した「平和を希求する思い」の共有が大事になると確信する。
- (4) 日港協に「港湾を兵站基地にするな」との要求をする一方で、中央行動では、行動参加者総勢50余名で新橋駅前において、同趣旨の宣伝行動を行った。これを引き継ぎ、3月23日から毎週木曜日に常任中執を中心に朝宣伝を行っており、継続性を重視して5月からは第1・第3木曜日に宣伝を続けている。「頑張れ」「君たちのような声を上げないと日本はダメになる」といった励ましの声や、「皆さんの行動に敬意を表する」との手紙も届いている。こうした街の声を確信に、この行動を続けていくことが重要である。

III 第二の視点での中間総括

－ 春闘要求、山積する産別課題を前進させることができたか －

1. 23春闘要求と産別労使関係に係る組合側の強い意思について

- (1) 前述したように、23春闘を組織するに当たっての情勢を見定めた際に、組合員、各単組の要求への思いは、大きく3点に絞られていた。第一は大幅賃上げで、第二は、そのための環境(政府施策とユーザーの莫大な利益)は整っており、「22春闘で大幅賃上げへの土台は出来ている」との確信、第三には、「港湾を兵站基地にするな」との切なる思いである。先に紹介した通り、中央行動やそれに続く宣伝行動でも「ユーザーは莫大な利益を港湾に還元せよ」、「港湾を兵站基地にするな」と明記したビラを配布して市民にも訴え続けた。
- (2) 上記Ⅱ項-3において「兵站基地化」の課題での組合側の要求とそれに込めた思いは共有できたと評価した。もう一方の大幅賃上げの課題はどうか。その源資を「ユーザーの還元」に求めるという意味での方向性は労使の一致するところとなったが、厳密な意味で言えば、「荷主」にストレートにぶつかっていく点での弱さは否定できない。日港協が「それは元請事業者の責任」と言明した。それを、どう具体化させるかが今後の大きな課題と言える。
- (3) さらに、ユーザーや行政に向かって労使の構想する今後を集約的に言えば、事業者

は「港湾運送事業の全職種が持続可能で健全な発展を期すべき諸方策の具体化と実施を進める」こと、労働組合は、「事業の健全な発展方向の中で魅力ある港湾労働を確立する」ことになる。これは、表裏一体の関係であり、その意味で産別労使関係の堅持は、いまこそ求められることである。その立場から、職場・地域の仲間の声を基本に23産別制度要求を組み立ててきた。港運事業者(日港協)が独自の努力で実現できる要求・課題もあるが、要求のほとんどの項目は産別労使の意思として行政やユーザーに理解と協力求めることで実現の方向性が見えるものである。その意味で労使が各自のポリシーを持ちながらも、それを相互に尊重することは当然としても、産別課題の実現には健全で堅固な産別労使関係が不可欠であることを23春闘要求に込めていたことを重ねて強調する。

- (4) そうした観点でみた時、一次回答では相変わらず「個別企業で対応する」、「各社の事情が異なる」との内容がほとんどで、産別制度が如何にあるべきか、そのために日港協がどのような指導性を発揮するかの姿勢がほとんど見えなかった。22春闘を前にした労使協議の中で「一つ一つの課題を解決していくことが良好な労使関係のあるべき姿」と言及した時の姿勢が瓦解したかの回答であり、組合側は、「産別の視点で回答するかどうか」を問う追求を重ねた。二次回答以降はそれを乗り越える兆しが垣間見えたことは事実であるが、後述する要求に対する回答と団交での到達点を、この項において検証していくこととする。
- (5) 日港協が、「産別最低賃金制度に係る交渉を行い労働協約を締結することは独禁法に抵触する恐れが払拭できない」との論建てで、産別制度賃金について交渉を忌避し続けて8年を経ようとしている。その間、中央労働委員会での「団交を行うべき」との斡旋を拒否したため(19年)、都労委に不当労働行為の救済を申し立て、都労委は「不当労働行為に当たる」との命令(21年)を出すも、日港協はこれを不服として中労委に再審査を申し立て、現在に至っている。中央労働委員会での審議は既に終えて、中労委の判断を待つ段階である。その間、中労委が労使に事前の打診もなく和解に持ち込もうとした経過もあったが、和解案は、団交と独禁法の関係における中労委の判断を避け、労使が「自主的に団交を再開する」と判断したとの態にして、労使関係を戻そうとの意図で、都労委が「不当労働行為」と断じた判断をも否定するもので、組合側は、和解案を拒否し、日港協もその意図は不明だが受け入れを拒否している。
- したがって、本年遅くない時期(秋頃か?)には中労委の判断(命令)が出され、組合側は都労委命令が継承されるものと確信している。そして、日港協が命令を受け入れ、速やかに労使関係・産別労使協議体制の再構築へと踏み出すことを期待したい。

2. 23春闘要求と(仮)協定(案)に係る評価と教訓について

－基本合意に至る労使交渉の経過と協定内容の解釈について－

- (1) コロナ禍によって団体交渉の参加人数が制限されるもとで、交渉内容が臨場感を持って受け止めることが困難となり、職場に見えにくいとの多くの声があった。そういう様々な工夫をしてきたことは前述の通りであるが、それでも、物理的な意味で制約は避けられなかった。

(2) したがって、ここでは、(仮)協定書(案)に沿って、その要求に関する労使の主張、交渉の焦点となった点などを明らかにして、総括作業の一助とする。

記述に当たって、見やすくするとの意味もあって、(仮)協定書(案)と交渉の経過や焦点との書体の変更を行ったので、その点を念頭に検討されたい。

㊟ 丸ゴシック体=◇/(仮)協定書 細字教科書体=●/交渉経過・内容の解釈

◇ (仮)協定書第1項-(1)

1. 個別賃金・産別制度賃金の引き上げについて

(1) 労働環境整備のための取り組みの促進

① 日港協並びに元請各社は政府の進める「価値創造のための転嫁円滑化」施策（以下「政府施策」という）を積極的に推進し、港湾労働者の賃金引上げ・雇用環境整備に資するため、2021年春闘協定第3項（3）に基づき、適正料金の確保に取組む。この取組みを通じて、日港協は各個別（専業・検査・関連）交渉や地区労使交渉を後押しし、魅力ある港湾労働の環境整備を行えるよう誠実に対応していく。

② この政府施策を推進する取り組みは、来年度以降も継続する。

③ 日港協会員元請事業者は、上記「適正料金収受」に向けた取り組みについて、3月31日付にて日港協より元請事業者宛てに発出した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージについてのご理解とご協力のお願い」の趣旨を理解し、荷主・ユーザーに対応する。

④ 日港協は、各地方運輸局が公表している港湾運送事業者に対する行政指導を憂慮し、監督官庁からその内容を把握したうえで、是正に向けて然るべく対応を図るものとする。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第1項-(1)- ①～④について

(1) 要求は、加盟各組合の賃上げ要求(30,000円以上)に誠実に応える回答を求めたもので、組合側は政府の進める「政府施策」の推進と港湾運送を利用することによる船社・荷主の莫大な利益の還元を強く主張した。そのうえで、昨年に統いて、この要求を「一丁目一番地」と位置づけ、とりわけ、22春闘総括(中間)での「着手の遅さ」と「荷主対策の欠如」を念頭に、拘りをもって主張し続けた。

(2) 日港協は、昨年に統いて船社への要請と政府施策の推進を回答したが、船社への申し入れは「3月末まで」とし、荷主への要請の考え方ではなく、22春闘時の考え方を踏襲するにとどまっていた。組合側は、政府施策が継続していることを国交省に再確認した文書を紹介し、公取委の料金転嫁の施策推進方針を挙げるなどして、船社はもとより、荷主への対策が重要だと主張した。

(3) 日港協は、「荷主との料金交渉等は元請事業者の責任であり、それを超えて日港協が動くことは元請け事業者の動きを阻害することもあり得る」と、日港協として荷主に対峙することを拒み続けた。組合側は、22春闘で組合が荷主に対して行動する、元請事業者に直接要請に行くなどの行動を提起した際に、日港協が「困る」としてストップをかけた経緯も挙げて追求した。

(4) こうした経過で、膠着状態が続くことになるが、組合側は「料金プロジェクトチーム(以下:P/T)の取り組み」で日港協が「料金の届け出違反が多くみられる」として、その原因を「監督官庁と協議」する

ことを回答していることを指摘し、届出料金違反の検討に入れば荷主との関係を看過することができなくなると指摘し、必然的に荷主に対峙せざるを得なくなると追及した。

- (5) その結果、(仮)協定書 1.(1)①の認識に立って、③項で日港協が会員元請事業者に発出した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージについてのご理解とご協力のお願い」を元に「荷主・ユーザーに対応していく」と明記することとした。これまで、「荷主」に対応することを明記することに距離を置こうとした日港協が、この部分は一步踏み込み、協定に書き込むことができた。
- (6) なお、④項で日港協として「各地方運輸局が公表している港湾運送事業者に対する行政指導を憂慮し、監督官庁からその内容を把握したうえで、是正に向けて然るべき対応する」と現状に対する「憂慮」の認識と「是正に向けて」対応することも明記した。日港協自身が「現状を憂慮し、是正に向かう対応」への基本姿勢を協定に盛り込んだ点は、今後の適正料金収受の取り組みの重要な起点となるもので、(仮)協定書6項でのP/Tが独自の取り組みとして、同趣旨の対策検討へと進むとしていることは重複と見受けられるが、「日港協が業界団体として取り組む」とこと、労使が P/T の事業として取り組むこととを棲み分けながら、通年的な取り組みとして具体化することが重要となる。
- (7) 以上の(仮)協定書の内容を更に意義あるものとするために、組合側は、元請事業者に対して荷主への取り組みを徹底する措置を求めた。その結果、口頭ではあるが、日港協は「この(仮)協定書が正式に締結された後、日港協は元請事業者に対して『この協定を理解し取り組みを促進する』よう文書で周知する」と回答し、組合側はこの口頭回答も含めて(仮)協定書に基本合意することを判断した。②項で「政府施策を推進する取り組みは来年度以降も継続する」としているが、日港協が、口頭回答した文書発信によって、年度をまたがることなく、直ちに動き始めていくよう中央・地区で元請け事業者の取り組み促進が極めて重要で、スピード感と荷主への働きかけの不十分さを痛感した22春闘の経験を繰り返さないよう取り組みの強化が求められる。

◇ (仮)協定書第1項-(2)

(2) 産別制度賃金の引き上げについて

2022年春闘協定 1.(2)②に基づき、産別制度賃金、るべき賃金、産別基準賃金、及び標準者賃金の改定については、本春闘から切り離し、継続協議する。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第1-(2)

- (1) 産別制度賃金について良好な労使関係を構築(22春闘協定)するための労使協議と、産別制度賃金の改定を要求したが、日港協は「独禁法に抵触するおそれがある」として回答せず、組合側の修正回答の要求に対して「検査事業の労働者に係る標準者賃金」について「個別対応を基本」と回答した。
- (2) これは、日港協が独禁法のおそれがあるとしたのは産別最低賃金であるにもかかわらず、産別制度賃金全体に「独禁法」で対峙する暴論であり、従来の姿勢の変更・産別交渉それ自体を否定する方向を自ら表明したものであり受け入れがたいものであった。また、標準者賃金について「個別各社対応とする」としたことは、制度賃金そのものを個別交渉に後退させるものであり、これまでの産別制度賃金の到達点をも瓦解に導く危険性を内包するもので断じて容認できるものでなく、組合側は厳しく反論追求を行い、団交の席上で回答の撤回を求めた。

- (3) 日港協は、組合の追求を受け入れ回答を撤回した。しかし、産別最低賃金についての中労委の審議が最終的な局面を迎えていることを考慮し、22春闘協定を再確認するに留めざるを得なかった。
- (4) 産別最賃を巡る中労委の審査は、既に労使が最終的な陳述を終え、労使に事前相談もなく一方的に和解案が提示されるという異例ともいえる状況ではあるが、組合側は和解を拒否し、都労委の命令(独禁法に抵触しない)を維持する中労委の判断を求めた上申書を提出し、中労委の対応を待っている状況である。

◇ (仮)協定書第2項-(1)- ①～③

2. 魅力ある港湾労働の確立/労働諸条件の整備について

(1) 週休二日制をはじめ年間の休日の在り方について

- ① 週休二日制未実施企業については早急に実施できるよう引き続き当該労使での協議を促す。
- ② 週休二日制、年末年始例外荷役を含む年間の休日の在り方、時間外労働の割増率などを総括的に考量するため、「賃金労働時間問題専門委員会」において協議していく。
- ③ 関連職種の週休二日制・時間外基礎分母の短縮を実施するために、日港協は地区労使協議・個別元請事業者との協議の促進を図り、具体化できた労使毎に速やかに実行する(2022年4月1日として遡及実施)。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第2項-(1)

- (1) 組合側は、所謂「5.9協定(6大港船内沿岸職種対象で祝日のある土曜日は休暇)」の全面的な改訂を行い、全港・全職種に土曜日を休日にする(時間外分母の短縮含む)ことを要求した。また、年末年始特別例外荷役の労働条件の見直しと時間外割増率も要求していた。
- (2) これは、人員不足対策も視野に入れて、魅力ある職場づくりの基礎的な要件として大胆な改革が必要であり、職場の強い要求でもあるとの認識からの要求であった(要求書2項を参照のこと)。しかし、日港協の回答は、6大港と地方港の違いや、時間外分母の改定によるコストアップなどを理由に、産別として整理することは困難とし、総じて企業毎・職種毎で協議するとの考え方の回答に終始した。
- (3) 組合側は、5.9協定の締結から30年を経て、週休二日制は極めて常識的な制度として定着していること、確実に土・日が休めるという条件が入職希望者の決定的な要件になっていることなどを指摘し、現行の条件だけでは採用が困難になり、人手不足の解決の糸口すらつかめないことを強く主張した。また、港湾は波動性による休日出勤や長時間労働が避けられない職場ではあるが、これを凌駕して余りある、休日の取り扱いを整備していくなければ、持続可能な港運事業という命題にも対応できないと強く決断を迫った。
- (4) 日港協は、組合の主張を正論として認めつつも「現実的な対応という点では一律に進められない」と踏み込むことを避け続けた。折衝の場面では、組合側は、実施日を24年度にするとか、6大港と地方港、検査職種・関連職種などで、現状を踏まえた激変緩和措置を提起するなどして、日港協の判断を迫った。
- (5) しかし、労使の主張は交わるに至らず、結果的に(仮)協定書の内容にて継続的に協議することを

判断した。休日の拡大は、時間外基礎分母の短縮に連動し、国際的にも低い時間外割増率の改定や年末年始休日についても、これらと総合的に検討を要するといわざるをえず、専門委員会協議で、詳細な検討を要することになる。

(6) この(仮)協定書の内容について、正確に理解いただくために、若干の説明を付記する。

①項についてニここでいう週休二日制は「5.9 協定」を指しており、6大港船内沿岸職種以外の地方港や検査職種においては、様々な工夫を行ながら「5.9 協定」に準じ、職場によっては、事実上の週休二日を獲得している場合もある。

②項についてニここでいう週休二日制は土曜・日曜を休日とする制度をいう。ここで、年末年始例外荷役を含む年間休日の在り方もふくめた検討としたのは、既存の協定で「日港協が1月4日を平日扱いする」ことが提起されており、組合側はこれを拒否して「継続協議扱い」となっていることも含んでいる。

③項についてニ関連職種の週休二日制・時間外基礎分母の短縮の問題は、すでに制度として5.9 協定を実施しようと労使で決断しても、その料金が担保されていないために実行に移せない実態もある。そした実情を踏まえ、すでに地区労使・個別元請事業者も含めて具体化を図っているため、このように措置し、実施は、協定に明記してきた22年4月1日遡及を確認した。

◇ (仮)協定書第2項-(2)-①～③

(2) 検査事業に係る課題について

① 2022年春闘協定に基づき、指定事業体を本来の姿に是正すべく、指定事業体において検査業務に就労する労働者を本体に採用し、早急に解決を図る。進捗状況については、検数・検定小委員会で確認を行う。

② 指定事業体において検査業務に就労し、48歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の「港湾労働者年金の適用とする制度改定の可否(22春闘協定)」について、直ちに専門委員会を設置し、継続協議する。

③ 「標準者賃金の適用者要件、『年齢35歳・有資格者』とする改定を前提(22春闘協定)」とする検数・検定小委員会における協議を直ちに行い、2023年4月1日(遡及)を目途に関係労使で協議する。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第2項-(2)-①～③

(1) 23春闘においても、指定事業体を巡る課題については大きな争点となり、最終局面のギリギリまで折衝を含めた協議を重ねた。要求では、6項の「22春闘協定に基づき実行されなければならない課題」に位置付け、中央港湾団交だけでなく、検査部会として独自に行った折衝は3度に及んだ。とりわけ、重視したのは(仮)協定書(案)①に当たる部分で、②・③の課題に先行するものとして重点的に協議を行った。

(2) 日港協は、団交において「労使折衝を重ねたい」と回答を繰り返し、3回目の修正回答では、検査部会(業側)から「協議進展に向けて一定の考え方が示される」と示唆して、折衝の継続を主張した。この団交の回答をふまながら、検査部会折衝を重ねてきた。

(3) 組合側が拘ったのは、大要2点である。1点は、指定事業体を本来の姿に戻すというのは、現在の運営を正すという事が検査部会の共通認識として前提にあるかどうか、2点目は、本体に採

用することをどこまで具体化することができるかであった。団交では「1点目と2点目の『一体』の考え方方が示される」とされていたが、折衝の場においては、議論は錯綜した。

- (4) 折衝では、当該事業者から「社内制度を活用し優秀な技術者の継続的な育成に取り組む」との回答があった。組合側は、「本体採用」という意味かを繰り返し質した末に、日港協は「継続的採用」を実施すると回答した。しかし、その基本にある考え方には齟齬があつてはならないことから、組合側は「なぜ指定事業体での採用を進めようとするのか」、「指定事業体の運用に問題があることを部会として共有できるか」などをさらに追求した。なぜなら、組合の要求は指定事業体を本来の姿に戻すことは、是正をすることを認めなければできないことで、人員不足を解決するなどの角度からの採用に矮小化されることを懸念したからであった。
- (5) この追及の結果、①項で22春闘協定(問題解決を図る)に基づき「是正する」と明記したうえで早急に解決することを明確にした合意となった。また、「進捗状況については、検数・検定小委員会で確認を行う」としているのは、当該事業体内の協議に収斂することなく、部会として「是正しなければならないと認識を共有したのであるから、検数・検定小委員会の課題として解決への進捗を隨時確認することとしたものである。
- (6) ②項「48歳以上の入会者の年金適用」については、専門委員会の設置による継続協議、3項の標準者賃金の資格の改定については、検数・検定小委員会での協議とし、23年4月実施(遡及)を確認した。いずれも22春闘協定を基本とするものとならざるを得なかつたが、①項の指定事業体問題を優先的に解決していくとの対応方針を貫かんがための措置として理解されたい。

◇ (仮)協定書第2項-(3)

(3) 産別協定・確認書などの編纂については、専門委員会を開催して詳細を協議する。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第2項-(3)

- (1) 20春闘で労使政策委員会の協議課題として確認し、21春闘協定においてワーキンググループを設置し、編纂作業に着手し、労使各々で継続的に編集作業を進めてきた。ただし、日港協は編纂には合意したものの「産別制度賃金と独禁法の関係があるので、編集上の困難がある」との観点から、全体の整理に当たっては改めて協議することとしている。
- (2) 組合側は、基本的な編集作業を終え、日港協の作業委員会に提出し、今後は、両者の編集の整合作業へと進むこととなる。

◇ (仮)協定書第3項

3. 港湾における「人員不足対策」について

人員不足問題についての包括的な対策を議論するため、労使による専門小委員会を設置し、協議・検討を行い、労使政策委員会に対して答申案をとりまとめる。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第3項

- (1) 人員不足、採用が厳しい、離職者が続くななど、人員不足問題の深刻さは労使共通のものとなっているが、日港協は「持続可能な港湾運送、そのための人材確保と育成」を産業として対策を講ずる姿勢にあるとは思えない。
- (2) 19春闘で「社会的アピールの一環として、港運業界の重要性及び認知度を高めるための広報

用動画を作成し活用する」と確認した。しかし、その後、コロナ禍で実務が進んでいないと回答した。一方で、国交省が港湾の人員不足解決のためのアクションプランを作成し、料金問題も含め具体的に対策を講じることについては「積極的に協力する(国交省談)」と表明したようである。

(3) こうした姿勢があるものの、組合が23春闘要求としていくつかの提案を行ってきたものの、日港協の反応は極めて鈍く、「どう考えたらいいのか」で止まっている。したがって、協議は進まず、これを打開するためには専門的な検討を行って、労使政策委員会に答申する体制を作ることが第一歩と判断せざるを得なかった。人員不足という業界全体の深刻で喫緊の課題に対する日港協のリーダーシップが問われている。そして、国交省には「積極的に協力する」と表明したことも考慮すれば、この課題で日港協の本気度が問われていると警鐘を鳴らしておきたい。

◇ (仮)協定書第4項-(1)~(3)

4. 雇用と職域確保・拡大の課題/港湾労働法の全港・全鞘腫の適用について

- (1) インランドデポ、港頭地区並びに隣接地区における物流倉庫を「港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう(22春闘協定)」具体化すべく、労使政策委員会として視察・現状把握の取り組みを実施する。
- (2) 日港協は18春闘協定を再確認する。この合意に基づき、早急に港労法問題労使検討委員会を開催し、港湾労働法の全港・全職種適用に向けた具体的な施策を検討し、時期を見定め労政審港湾労働専門委員会に対する具申についても協議・検討する。
- (3) 事前協議の作業体制に関連を付記することについては、各関係地区労使で対応する。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第4項-(1)~(3)

- (1) インランドデポなどの物流施設に係る職域問題は、22春闘で「職域となるよう取り組む」として、踏み込んだ協定を確認したが、具体的な動きになっていたいなかった。したがって、何をするかを明記することが争点となり、「政策委員会として施策・現状把握の取り組みを実施」することから始めることを確認できた。いずれにしても、問題意識の共有から、具体的に動く段階に至っていることを共有して、具体的に踏み込んでいくことが重要である。
- (2) 港労法の全港・全職適用は、18春闘で確認しているが、この時点からの前進が図られていない。一方で、労政審港湾労働専門委員会では、この課題に踏み込むための調査を含めた検討も進んでいる。日港協には、規制緩和の時代に港労法不要論などの逆流を警戒すべきとの根強い懸念がある。組合側は、こうした動きへの警戒は必要であるが、港労法の意義を考慮すれば、慎重さを持ちながらも議論は深化させるべきと主張した。同時に、24年度から施行される港湾労働安定等計画に向けた労政審の検討が始まることに焦点を当てた、労使協議が必要で、それを労政審に反映させることが重要と主張した。その結果、港労法問題労使検討委員会で、労政審の議論に反映・具申できるよう取り組むことを確認した。
- (3) 事前協議に関連職種の作業体制を付記することについて、22春闘では地区労使の対応に委ねた経緯があったが、その後、例えば関連作業を地区労使協定で付記している地区があることなど、様々な取り組みの到達があることが明らかになった。こうしたことを踏まえ、昨年協定を再確認することで合意を判断することとした。

◇ (仮)協定書第4項-(4)

(4) 港湾運送事業法施行規則の一部改正（お手伝い特例）に係る検討会を労使で立ち上げ、同制度に係る件について協議を行う。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第4項-(4)

- (1) 組合側は、日港協として「お手伝い特例」に反対の立場で国交省などへ対策を講じることを求めていた。しかし、国交省は、組合の要望なども一部聞き入れた修正(お手伝い事業の可能な期間を3年～1年に短縮/更新も可)も行ったが、「組合側の懸念は当たらない」として、この省令改正を進め、パブリックコメントを募集し、それをふまえて、4月21日に施行となった。全国港湾として、パブリックコメントには反対の立場で多くの組織からコメント募集に応じた(24件)。
- (2) こうした中で、全港湾議員懇や全港湾が加盟する交運労協を通じて行政交渉や国会質問も取り組まれた。ここには、全国港湾としても全港湾の取り組みに参加してきた経緯がある。その結果、国会質問を通じて、施行後1年で労使が参加する検証委員会が設置されることになった。
- (3) この動きを重視し、日港協としてこの検証委員会に参加することを求めたが、日港協は国交省から参加要請がないとして、具体的な対応方針を持っていなかった。組合側は、あらためて国交省を通じて日港協の検証委員会への参加要請を行うよう対応した。
- (4) 「お手伝い特例」の懸念を1年後に検証することは、組合の運動の到達でもあり、港湾労使が「お手伝い特例」による弊害や課題を、具体的に指摘し是正可能とするために「労使による検討」が必要との認識で一致した。
- (5) この検証委員会をいかに活用し、事実上の更なる規制緩和となることの課題を解決するかが問われることになる。革新船や施設に係る「お手伝い」は「作業体制の変更事案」として事前協議で検討することも可能であるが、チップ・鉱石などの専用船は除外となることから、こうした本船作業・ヤード作業への労使の検証が不可欠となる。した視点で、検証委員会を重視すると共に、国交省が主催する1年後の検証委員会に向けては、施行後の荷主・船社の動向にしっかりと注視して変化を把握していくことが重要となる。

◇ (仮)協定書第5項-(1)～(3)

5. 安心・安全の港湾を確立する課題について

- (1) 感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書(20年6月30日付)3項で合意した「諸制度の整備については継続して協議」する。
- (2) 各関係事業者は、直接放射線検査に携わった労働者の放射線検診を、本年度より順次実施し、詳細については、労使政策委員会で協議する。
なお、中古車（建機）の積み込み・固縛に従事した労働者の健康診断については、改めてその時期などについて安全専門委員会で協議する。
- (3) 2022年春闘協定に基づき、労災補償制度ワーキンググループで引き続き進捗状況を検証し、必要に応じ関係労使で協議する。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第5項-(1)～(3)

- (1) コロナ対策については、2類から5類に区分変更となることでどのような変化が生まれるか、3回目の職場アンケートでも引き続き不安と不満が払拭できていないなど、様々な懸念材料があることは

事実である。しかし、対策については、産別労使の対策として深化させるに至らず 20 春闘協定を踏襲せざるを得なかった。

- (2) 放射線被害に対する放射線検診は、制度設計を先行する考えがあったが、日港協内では、何らかの「補助制度」の考え方は整理しつつも成案されていない状況があった。一方で、線量検査に携わった組合員からすれば、1日も早い放射線検診を受けることが求められるところであり、まずは関係事業者(検査事業者)が当該労働者の放射線検診を定期健康診断に併せて受診するよう促進することを優先した。その詳細(制度内容)については、労使政策委員会での課題として取りまとめることとした。検査職場においては、検診の促進に結び付くよう職場での取り組みが求められるところである。なお、固縛・積み込みに携わった労働者の検診については、その時期も含めて専門委員会で協議することとした。
- (3) 産別労災補償制度の確立の課題は、引き続きWGで検証を続けることとした。あらためて、組織内部での到達の調査・検証が求められ、これをもって、WGに臨むことが必要である。

◇ (仮)協定書第 6 項-(1)～(4)

6. 港湾政策・政府・港湾管理者の進める諸施策に対する課題

- (1) 非効率石炭火力発電施設の休・廃止の政府施策に対し、国交省及び厚労省に、実効ある事業存続措置・雇用の確保策を要請し、協議のための連絡会議(仮称)の設置を求める。
- (2) 港湾地区再開発が行われる場合は、港湾労働者の雇用と職域確保のため、その内容について事前に広く周知徹底するよう、関係者に協力を要請する。
- (3) 港湾運送・港湾労働に係る法改正を含めた諸施策の港運への影響については、適宜労使政策委員会を開催し協議する。また、各地区における港湾安定化協議会の活性化を図るため、日港協として各地区協会に周知・徹底を図る。
- (4) 認可料金の復活・適正料金確保を目指し、適正料金収受プロジェクトチームは、各地方運輸局が公表する料金監査結果において届出料金に満たない原因を行政に確認するなど実情把握のうえ、今後の具体的取り組みを整理し、実行する。

● 交渉経過・内容の解釈/(仮)協定書第 6 項-(1)～(4)

- (1) 石炭火力老朽施設の休・廃止は、脱炭素社会を目指すエネルギー転換の一つでそれ自身を否定するものではないが、その政策転換による「港湾荷役(石炭荷役)事業の休・廃止」に直結する問題で、雇用と職域を奪うこととなり、政府施策として重大な問題である。そのため、政策転換を図る政府や電力事業者が、政策の結果を見通した責任を果たすべきと追求し、そのために、日港協も自らの課題として取り組むべきと主張し続けている。組合側は「政府・労働者・使用者・電力事業者で構成する対策会議」の設置とそこでの事業存続と雇用確保対策を具体化するよう要求してきた。日港協は、産業の責任団体として積極的に動こうとせず、具体的には「関係者への要請」に留める回答に終始した。組合側が主張を繰り返す中で、「事業」と「雇用」に着目して、連絡会議の設置を確認し、その中でエネ庁や電力事業者などへの対策も検討することとなった。
- (2) 大阪港におけるIR・カジノ・万博や横浜港における山下ふ頭の再開発に見るよう、港湾運送事業者の業域であり港湾労働者の職域が大手デベロッパーと港湾管理者によって奪われている

ことに対して、直接的な利害関係者である港湾労使に何らの説明・合理的な対策が示されないまま進んでいる。

これを看過すれば、文字通り港湾が大資本や港湾管理者の言いなりに開発されることとなり、組合は事前協議と労使合意が必要と迫った。基本的な認識は労使共有できたが、具体的な対策では、日港協は踏み込んだ対応を示さなかった。組合側は事業の存続の問題と切実性を強調し、その結果、(仮)協定書の内容で合意した。地区港湾と中央とが一体的に取り組み、港湾を好き勝手にさせない取り組みの強化が求められる。

(3) 6項-(3)は、基本的に22春闘協定を踏襲するものにせざるを得なかった。問題は日常的な労使による政府施策のチェックであり、労使政策委員会の機能強化の課題と表裏の関係であるので、組合側もまた政策課題に対応し得る組織対応が求められることになる。

また、地域においては安定化協議会の活性化が強く求められる。行政の説明を受ける、事業者の動向を確認するといった内容から、具体的に港湾労働秩序維持の視点から問題を提起し、時には労使が行政を動かしていく安定化協議会へと進化させていくことが重要となる。

(4) 料金 P/T の活動は、春闘期間中(3月1日)にトラック事業の標準運賃の取り組みの講習会を開催したことを踏まえて、これをどう生かすかが問われていた。日港協は、運輸局が公表する届出料金の監査結果に着目し、これに違反している事例の背景を把握することから、適正料金確保への取り組みへと進むことを提起した。組合側は、その視点を了とし、労使の課題として行政に原因を質すなどを取り組むことを強調し、これを確認した。なお、この取り組みは、適正料金確保の政府施策の推進とも関連しており、(仮)協定書第1項-(1)-(3)にも明記していることに注視されたい。

◇ 要求として提出したが(仮)協定書に入れられなかつた課題について

23 春闘要求の中で、労使協議で追及したもの、協定書として書き込まれなかつたものがある。この点についての労使協議の経過を報告する。

● 23 春闘要求書第2項-(3)

(1) 65歳定年制(遅減なし)を協定している25年までに実施することについては、各単組・地区港湾或は職種毎に継続的に取り組みが進んでいる。

(2) 中央産別労使としてこれを後押しする要求であるが、数年来同趣旨の協定をしてきている経過もあり、本年度は、これ以上の具体策へと交渉が深められなかつた。したがって、この間の春闘合意の経過と確認書を再確認することで成文化しないことを判断した。

● 23 春闘要求書第4項-(2)

(1) 45fコンテナの搬出に当たっての道路使用許可証の所持の確認を港湾サイドで行うことで安全の確保を推進する要求であった。

(2) しかし、組合の要求趣旨は理解するものの港運事業者としての権能や役割という意味で協定化するに至ることには議論が一致しなかつた。その結果、本要求の重要性を労使の意思として相互認識に留めざるを得ず、成文化に至らなかつた。

● 23 春闘要求書第5項-(5)

(1) 港湾労働者転職資金制度の凍結解除と拡充の要求は、港湾運送事業者の責によらない事情(例えば自然災害)で事業継続や雇用確保が困難に直面する場合にこの制度の活用も

検討すべきとの要求であった。

- (2) 制度は凍結されているが、これを見直し、事態に対応できる最終的なセーフティーネットとして整えておくことが重要と主張した。日港協は、安定協会の財源、どのような問題が起きるか予測できない中でシミュレーションもできない段階で、協定化は困難として主張は交わらなかった。
- (3) したがって、23春闘においては成文化に至らなかったが、重要な労使協議として事実を残し、次のステップへと生かしていくこととする。

3. 行政交渉を通じた取り組みの評価と課題について

- (1) 春闘要求の関係で、国土交通省、厚生労働省等関係省庁に対して、様々な機会を通じて、交渉・協議を進めてきた。この取り組みの特徴を「春闘総括(中間)」の視点で整理し、今後の取り組みに活かしていくこととする。
- (2) 「政府施策」の推進に係る要求について
 - ① 「政府施策」は、2021年12月に施行され、労務コストを含む適正な価格転嫁を促進させようとするもので、港湾運送事業者にとっては、元請事業者がユーザーから下払い料金・労務コストを含めた適正な料金を確保すると共に、元請事業者が適正に下払いを行うことを推進する施策である。
 - ② 春闘要求を準備する過程で、「この施策は本年度も継続されるのか」との率直な疑問が事業者から出ていたこと、22春闘総括でも反省点として挙げた通り「要求提出前から施策に則った取り組み、とりわけ荷主に対する取り組みの促進が重要」との認識から、国交省への取り組みを1月初頭から着手した。政府施策の継続については、国交省は「時限的な政策ではないので当然継続される」と回答した。組合側は、より強く施策推進を図るべく、再度の行政文書の発信を要求したが、国交省は、同じことを繰り返すことはできないと回答した。そのため、組合側は、「施策が継続しているかどうか」を文書で問い合わせ、国交省はそれに文書回答ができるかを質したところ、それは可能との回答があり、施策の継続を文書で確認できた。
 - ③ この、施策継続の文書発信ができたことの背景には、港運労政懇話会等を通じて、恒常に港湾労働組合の主張や要求を行政に訴え続けてきた事の反映でもあり、これを継続的に進める意義を、ここでも再確認したい。
- (3) 港湾運送事業法施行規則の一部改正(お手伝い特例)に係る課題について
 - ① この問題での(仮)協定書第4項-(4)の労使の主張と協定内容については前述したが、行政交渉と国会対策という視点からも検討する必要がある。それはこの課題が浮上して以来、繰り返し国交省交渉を行い、パブリックコメント募集という最終局面でも、反対意見を行政に集中的に提起するよう取り組んできた経緯があるからである。そして、組合側が懸念していた「新規参入に新たな門戸を開く」などの指摘に、結果として国土交通省は、施行後1年を経て、その結果を検討する場を設けることを確認したからである。
 - ② 検証委員会が設置されることになった背景には、全港湾議員懇や全港湾が加盟する交運労協を通じた取り組み等、港湾産別組織を挙げた行政交渉や国会質問の取り組みが大きな力となったことを強調したい。特例を使って事業を行おうとする事業者が

特定される時点から検証すべきとの組合としての主張はあったが、国会と行政の激しいしばざり合いの結果、「検証委員会」の設置それ自体の意義を承認し1年後の検証となった。これは、お手伝い特例の結果を監視していくという機構を作ったという成果とともに、労働組合の運動それ自身を評価していくことが重要である。取り組みそれ自体とその結果としての行政への監視機構の設置という二側面から評価として押さえておくべきである。

③ また、この取り組みに当たって、事業者側に警戒感がないことを直視し、組合役員はじめ多くの組合関係者が、この特例を学び、事業者に逆オルグし、既存の事業者の基盤を危うくするとの警告を発し続けた取り組みにも注目し、これを教訓として、他の課題においても活かしていくこととしたい。

(4) 港湾労働秩序の維持：港湾労働者証の発行を巡って

① 下関港の埋め立て拡張区域に物流施設が稼働し、そこでパート労働者が就労し港湾労働者証が発行されていることが地区港湾のパトロールの中で発覚した。この問題を、地区行政交渉、中央行動(厚生労働省交渉)でも取り上げ、港湾労働法の運用の不正確さを追求した。この中で、本省と地方労働局の認識の違いが明らかになり、結果として「労働者証を発行しない」ことを確認し、地区港湾と労働局の間で詳細にわたって対応を協議している。

② この取り組みは、地区の運動と中央との一体的な取り組みの成果、地区港湾の日常的なパトロールをはじめとした港運秩序を基軸においた取り組みの成果と言える。重ねて、地区港湾なくして産別運動の前進はないことを強調しておきたい。

(5) 港湾労働秩序の維持：ワッペン貼付の取り組みについて

① 港湾労働法の趣旨の徹底、港湾労働秩序の維持を目的としたワッペン貼付の取り組みは地区港湾が主導し、地区労使が知恵を出し合って達成してきたものである。これは法的根拠を持つものではないが、法の趣旨を現場で活かしきるという意味で重要な意義を持つものである。こうした観点から、未実施港でのワッペン貼付を進めるための民間の取り組みであっても、法の趣旨の徹底を図る立場から厚生労働省は必要な予算を確保し、そのために当該労使への理解を求める働きかけを強めていた。

② 組合側は、労政審港湾労働専門委員会の場を活用し、その意義を繰り返し主張し、港湾雇用安定等5ヶ年計画にその意義が書き込まれた結果、専門委員会でその進捗状況を追求し続け、未実施港をなくすよう取り組んできた。こうした中で、徐々に当該港での理解が深まり、適用港全体に広がる寸前にまで到達しつつある。

③ このことは、地区港湾の港湾労働秩序維持への地道な取り組みはもとより、専門委員の奮闘の反映である点で評価したい。従前から取り組んできた地区港湾(地区労使)の成果が広がり、それに学んで地区で実施を求め続けた成果と言える。

IV 第三の視点での中間総括

－ 春闘を通じて港湾産別組織の強化・発展が図れたか －

1. 賃上げ共闘会議の強化の中で

- (1) 23春闘の最大の課題は大幅賃上げであったことは前述したとおりである。この方針に沿った取り組みを推進する組織的な取り組みとして、賃上げ共闘会議の位置づけを重視してきた。共闘会議は、各単組の賃上げ交渉の進捗や、その内容や当該時点での到達を確認するだけでなく、その発表方法も検討した。これは、全単組が一丸となって交渉促進を図り、最大限の力を発揮し、集中するための措置であった。
- (2) このことにより、これまで以上に単組間の交渉を理解し合い、交渉促進の相乗効果を生むこととなった。また、交渉経過や交渉の到達の発表方法も工夫してきたのは、いつの時点で発表することが職場の関心を高め、組織を鼓舞するのかを考慮したもので、この事もまた、産別一体となった賃上げ交渉への役割を果たせた。また、産別は制度交渉、賃上げは単組交渉という長年続いた考え方から、制度も賃上げも産別一体で進めるという組織強化の方向に向かってより前に進めることができたと評価する。

2. 具体的な取り組みの中での組織強化の視点を貫けたか

- (1) コロナ禍を乗り越えようとする中での地区港湾の奮闘に敬意を表し、23春闘の特徴として評価する必要がある。20春闘以来、コロナ禍にあって地区・職場の諸行動が制約されてきた。その間は、リモート集会などを活用し春闘行動を補完してきた。23春闘では、コロナ禍が一定の鎮静傾向もあり、各地区港湾は「行動する春闘へ」と力を傾注した。行政交渉や宣伝行動でもこれまで以上に多くの組合員が参加できる措置を講じ、組織強化の視点で取り組み促進をはかる努力が行われた。参加し行動する春闘こそが組織を鍛えることと再確認することができる。
- (2) 港運同盟との連携・団結強化について
 - ① 23春闘においても、日常的な情報連絡を絶やさない事務局間活動と合同会議を重ねることにより組織間の信頼感の醸成に努めた。23春闘では、(現時点で)共同した戦術行使という点で「行動の自由を留保することの通告」を行っているが、この「通告」という行動でも、統一行動への拘りを続け、ベストな選択のための努力を続けることができた。
 - ② 19春闘での組織間の齟齬が課題となって以降、これまで様々な対話と交流、戦術論議の過程での工夫も含めた知恵の出し合いを重ねてきた。こうした23春闘に至るまでの相互理解を深めた組織関係をさらに深化させ、「実力行使」においても両組織の中央・地区の判断の齊一化によって対応できるよう努力を続けることとする。
- (3) 組織強化の視点で見た時の春闘の評価について
 - ① 上述した通り、単組間の信頼関係の更なる深まりなどの「質的な側面での組織強化」は前進面があったと評価できる。そして、コロナ禍が沈静化するもとでコロナ禍以前のダイナミックな行動の実施に踏み込むなど、地区港湾として全力を挙げて産別闘争を支え、牽引されてきたことに対して心から敬意を表したい。
 - ② リモートによる決起集会と共同記者会見を開催し、中央港湾団交の経緯や組合側の決意と運動方向を内外に明らかにする取り組みを行った。これを、視聴した方はアク

セス数から 300 人余と推定される。23 春闘の「可視化」への工夫の一つであるが、これだけの方のアクセスを考慮すれば、困難があってもこれを乗り越えようとする地区港湾と職場の「熱い思い」は健在であり、これを産別運動への現実的な力として発展させる「組織強化の源泉」だと認識しておきたい。

- ③ 決起集会の開催による「運動の可視化」等の努力がある一方で、組合員とともに「状況を共有して進むこと」や、「職場の取り組みを中央の取り組みにどこまで活かせたか」、或は、「組織拡大ができたか」といった視点から見たとき、具体的な行動提起をはじめ、地域・職場に直接的にたたかいを呼び掛ける工夫がもっと可能だったのではないかと率直に反省点として挙げ、更なる職場・地域との連携強化の取り組みを進めることとする。例えば、中央港湾団交経過を FAX や HP に加え、「連続的なビラを届ける」、「団交参加人数の拡大への努力」ももっと可能だったのではないかなど、状況にリアルに対応する創意工夫の努力を続けたい。繰り返すが、産別の組織強化が、引き続き求められており、そのための、あらゆる努力を続ける必要がある。そのためには、組合員・単組間・地域間、組合役員間の相互尊重が「要」中の「要」であると強調したい。

V まとめにかえて

1. 日本の中小企業に労働運動が問われている

- (1) ユーザーはじめ大企業は、軒並み莫大な利益を得ている。その背景には、円安・ロシアのウクライナ侵略・引き続く金融緩和施策がある。その利益は、株主配当と内部留保に回っているとされ、こうした時にこそ景気の好循環のための「配分」、つまり労働者への還元で(賃上げ)購買力を高め、消費を喚起するのが、常識的施策であり、マスコミも、景気報道の最後にそれを付記している。
- (2) これを背景に、大企業の賃上げは「満額回答」「歴史的水準」と評される賃上げが行われた。しかし、大企業労組に続く中小企業での賃上げ交渉は、一転して厳しいものとなった。全体としては「ストライキの多さ」や「昨年を超える賃上げ獲得」といった積極面はあったものの、賃上げ水準の単純な比較を見ただけでも数千円の差があったことは紛れもない事実であった。
- (3) そうした中小企業労使の厳しさにあって、全国港湾に結集する単組をはじめ、職種・職場組合のほとんどが、「物価高騰を乗り越える賃上げを！」と奮闘し 22 春闘の実績を超える賃金引上げを勝ち取った。このことは、全国港湾が産別運動の軸として追求し続けてきた「ユーザーの社会的責任」「港湾ユーザーは港運に利益を還元せよ」の取り組みが、中小労働運動にとって、いかに重要なことを示すものと言えるのではないだろうか。たしかに、政府が「価格転嫁」を推進し始めてきたのは好材料と言えるが、本来的には、労働組合が「ユーザーの責任」を念頭に置きながら「源資を元請事業者が取りに行く」構図、いわば背景資本を追求することが重要である。日本経済を支えているのが圧倒的多数の中小企業であり、そこに働く労働者であることを勘案すれば、

日本経済の好循環を作るうえでも鍵であることは自明である。その意味で、産別運動の在り方、中小労働運動発展の土俵がここにあることを、23 港湾春闘を通じて改めて再確認できるし、日本の中小労働運動の前進のためにも、港湾産別運動が奮闘すべきことをあらためて強調したい。

2. 「政府施策(価格転嫁)」の取り組みをしっかり続ける

- (1) 日港協は、22 春闘に統一して政府施策(価格転嫁)の推進を次年度にも継続すると回答している。これを活かすことが重要である。継続課題の多くが、その背景に料金問題があることは事実であり、持続的・日常的に適正料金確保を追求し、日港協を押し上げる必要がある。24 春闘を待つことなく、確実に料金を取りに行く「気風」を労使が作り上げることが喫緊の課題である。組合は日港協だけでなくユーザーにも産別協定の履行を求めており、これなくして港湾労働の安定はないと明記したい。
- (2) 23 春闘で「ユーザーからの料金確保」を日港協に求めた際に、日港協は「船社」には協力要請を行ったが、「荷主」に対しては団交の最終局面まで、その実施を拒んだ。このことが、各元請事業者の「価格転嫁」の取り組みを足踏みさせた要因にもなった。日港協は荷主に対峙するのは元請事業者の責任というが、実態として元請け事業者が直接的な意味で「価格転嫁」を荷主に迫ることの困難さははっきりしているし、現実的な議論として成立し難いことは自明と言わざるを得ない。
- (3) 国土交通省への働きかけや、料金 P/T の取り組みとして確認したが、荷主への協力要請の取り組みは、様々なチャンネルを通じた大きな取り組みが不可欠である。中小企業の賃上げの厳しさは、当該事業者の資本力の違いにもあるだろうが、究極のところ大企業(荷主)を顧客とするが故の力関係が反映していることは間違いない。だからこそ、日港協をして港運産業の未来を切り開くイニシアティブの発揮が求められている。そして、これを港湾産別として事業者団体の日港協を後押しする役割も重視することが必要で、これを「一面共闘」と名付けて取り組んできた労働運動の歴史からも学ぶべきと考える。

3. 持続可能な港湾運送事業、港湾産別運動の更なる飛躍を目指して

- (1) コロナ禍によるサプライチェーンの寸断に直面して検討すべきこと
 - ① グローバルに展開する大資本が、製造から販売まで、製造も部品調達から組み立てまで、組み立てから出荷・販売までを安い労働力に依拠して地球的規模でそのネットワークを張り巡らせたものがサプライチェーンである。これが、コロナ禍によって、都市封鎖・事業中断・物流の寸断となり危機に直面した。これが、海運市場の高騰にもつながるわけであるが、サプライチェーンの要を担う「港湾」の重要性をあらためて浮き彫りにすることとなった。
 - ② コンテナの滞留がその典型例ともいえる。これに、人手不足の要因を重ねて検討すると、貨物や仕事があっても作業する仲間がないという深刻さが想定される。コロナ禍によって、仲間は命を賭して就労することが求められる一方で、港湾労働者の就

労が抑制したために、貨物があっても荷捌きできる労働者が不足したことも貨物の滞留の要因であった。つまり、コロナ禍での経験を学ぶなら、労働者不足による業務の遅延が起こり得る事の深刻さを知るべきであり、労働者の確保は、待ったなしの課題である。労働力不足によってサプライチェーンの寸断が起きうると考えるべきであろう。

- (2) 港湾労働者の確保は待ったなしだが、職場を自動化・機械化に替えてはならない
- ① では、労働者の絶対数は不足しているかというと、そうではない。労働環境・労働条件のレベルの高い企業には求人応募が殺到している。だからこそ、23春闘で、大手企業は、その資本力に依拠して「人材確保のため」と称した「大幅賃上げ」に踏み込んだのである。初任給の2万円アップ(本給27万円)を提示した企業もあった。
 - ② 港湾労働者はエッセンシャルワーカーと称されたが、それにふさわしい労働条件を確保しているかと自問した時、否と言わざるを得ない。行政・管理者・ユーザーは、学者も動員して、港湾労働はエッセンシャル(社会に必要不可欠)だから、労働力不足を視野において港湾の安定的運営を進めるうえでは「自動化・機械化」が不可欠と声高に提唱している。波動性に対応し、高度な荷役技術を駆使してユーザーのオーダーに応えていく、これらは、技術を持った港湾労働者だからこそできるのであり、その証明行為もまた技術力である。海上貨物の揚・卸しという物流の要にいるからエッセンシャルワーカーではなく、その要にあって、定時性や安定性・確実性を求めるユーザーに対し、不規則な入出港や入出庫、複雑な業務や作業に熟練した労働力が必要な仕事だからこそエッセンシャルワーカーと称されるはずである。
 - ③ だからこそ、技術の伝承も視野に入れた人材確保が不可欠であり、これに機械を代替させてはならないはずである。持続可能な港湾運送の目指すべき視点はここにあると強調しておきたい。なぜなら、賃金引き上げをはじめとした労働環境の整備、計画的に休める体制が可能な人員体制であってこそ、魅力ある港湾労働の確立の要件ができるのであり、だからこそ、これが喫緊の社会的要請であるはずである。そして、これにユーザーは応えるべきであり、エッセンシャルワーカーの集団である港湾産別として、そのための必要源資の担保は、中・長期的に見ればユーザーの利益、サプライチェーン網の安定的維持に結実することを強く訴える時である。人手不足を機械で解消する論理は、極めて短視眼的、且つ、皮相な見方と指摘しておきたい。その意味で、労働市場それ自体を広く視野に入れた人員確保とそのための職場改善に大胆に踏み込む時だと言える。

4. 憲法と戦後民主主義を蹂躪し、港湾を兵站基地にする政治を許してはならない。

- (1) ロシアのウクライナ侵略から1年半を経過しようとしている。これを契機として、ロシアを非難する国々も「平和」を口にしながら、「軍事 Vs 軍事」の力による政治に大きく傾こうとしている。求められるのは、「価値観」や「思想性・哲学・世界観」を国際協調の指針とするのではなく、歴史や文化の違い、その多様性を認め合い、国連憲章の意義を尊重し、外交・話し合いによって平和的共存を目指すことであろう。

(2) ましてや、平和憲法を持つ日本が軍事力を強化し、そのための軍事費倍増を目指す政治に奔走することはあってはならないはずである。しかし、岸田政権は敵基地能力保有を具体化し、「軍事 Vs 軍事」の渦中に踏み込んだ。しかも、核兵器廃絶条約批准国が90カ国になろうとする中で、先の広島サミットでは、被ばくの街ヒロシマ・ナガサキのある日本の首相として議長を務めて「核廃絶を究極の目標」と事実上の核廃絶を放棄する声明をリードした。同時に、核兵器の正当性を裏付けるように「核抑止論」を擁護するメッセージも発信した。

(3) 岸田政権は、軍備増強のための財政措置として、増税・復興税の流用に加えて、憲法において財政の民主的運用を担保するために、「決算剰余金は補正予算に活用すべき」とすることまで踏みにじって軍事予算化を目指そうとしている。専守防衛という憲法9条の防衛政策だけでなく、財政運用の憲法措置まで踏みにじろうとしている。まさに、戦後最悪の政権と断じても過言ではない。「新しい戦前の始まり」と世相を喝破したタモリさんのメッセージや2023憲法集会で掲げた「新たな戦前にさせない!」との警句が益々現実性を帯びてきている。

(4) こうした時こそ、労働組合の役割、平和への発信力が求められるところである。23春闘において、全国港湾と港運同盟が「港湾を兵站基地にしない措置」を日港協に求めたが、日港協は「平和を希求する思いは同感である・異論はない」と回答した。立場の違いはあれ、平和のもとにあってこそ港湾産業は生きる、港湾労働者・港湾産業を戦争の犠牲にしてはならないとの思いを共有できたのである。

この思いを岸田政権に踏みにじらせてはならない。「港湾を兵站基地にするな」の思いは、港湾労働者の命と暮らしを守る一義的メッセージである。憲法の破壊、戦争への道をひた走る政権のもとで、産別労使が平和を希求する思いを共有したことは、全国港湾50年の歴史から新たな50年に向かう一つの画期的な一步ともいえるのではないだろうか。

23港湾産別春闘を支えて頂いたすべての仲間に感謝しつつ、その熱い思いを引き続き胸に刻み、今後の産別運動へと邁進することを決意として確認し23春闘の総括(中間総括)として筆を置くこととする。

以上